

地域包括支援センターだより

地域包括支援センター（飯塚市から委託を受けた公的機関）をご利用ください

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れたまちで安心して暮らしていただくための高齢者福祉や在宅介護などに関する身近な地域の相談窓口です。在宅介護についての助言、保健福祉サービスや介護保険サービス等の情報提供、高齢者福祉サービスのご利用にあたっての申請手続きのお手伝いなどを行います。安心してお気軽にご相談ください。

●お住いの地区の地域包括支援センターまでご連絡ください。

センター名	所在地・電話・FAX		
地域包括支援センター くぬぎ苑	相田 114-1	☎0948-24-8112	FAX 0948-24-7200
地域包括支援センター 太陽の郷	下三緒 690	☎0948-21-2828	FAX 0948-25-2140
地域包括支援センター ベスト・シルバー飯塚	新飯塚 12-13	☎0948-22-5566	FAX 0948-22-3092
二瀬地域包括支援センター コスモス苑	伊川 1262-1	☎0948-21-5511	FAX 0948-88-2323
幸袋地域包括支援センター いずみ苑	庄司 1878-2	☎0948-21-1777	FAX 0948-21-1770
鎮西地域包括支援センター	花瀬 160-1	☎0948-24-0033	FAX 0948-24-0055
穂波東地域包括支援センター	忠隈 522-3	☎0948-26-6761	FAX 0948-26-6770
穂波西地域包括支援センター つばき苑	椿 623-8	☎0948-23-8124	FAX 0948-23-5597
筑穂地域包括支援センター	長尾 911-1	☎0948-72-3155	FAX 0948-72-3165
庄内地域包括支援センター 多田の里	多田 309-11	☎0948-82-0410	FAX 0948-20-4030
顛田地域包括支援センター かいた苑	勢田 2593-65	☎09496-2-4552	FAX 09496-2-4556

軽度生活援助事業が変わります

飯塚市では、市内にお住いの高齢者の方々の在宅生活を支援するさまざまな福祉サービスを行っています。そのうちのひとつである軽度生活援助事業（家屋内の大掃除、庭の除草・草刈り、生垣・庭木の剪定）の対象要件が令和3年4月1日から変わります。

これまで

市内に居住し、おおむね65歳以上の者で、在宅のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯
またはこれに準ずる世帯に属する者

令和3年4月1日から

市内に居住し、おおむね65歳以上の者で、在宅のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者で、かつ世帯構成員全員の市民税が非課税であること。

その他の内容は変わりません。

- 利用者負担金：120円/1時間（生活保護受給世帯は60円/1時間）
- 利用上限回数および時間：「家屋内の大掃除」……年1回 延べ8時間まで
「庭の除草・草刈り」……年2回 延べ8時間まで
「生垣・庭木の剪定」…年1回 延べ4時間まで

※作業後のごみ処分費等は全額ご利用者の負担になります。

※日常生活に支障のある範囲での支援であり、美観形成等を目的とした作業は対象外となります。また、高所作業や重量物の移動は対応できません。



【問い合わせ】 高齢介護課（☎内線 1140～1144） 各地区の地域包括支援センター